

「部落差別の解消の推進に関する法律」について

～ 法制定を積極的に受け止めよう～

今から145年前「解放令」が出されましたが、部落差別は解消されませんでした。70年前に公布された日本国憲法にも、家柄や生まれによって差別されてはならないとの記述がありましたが、現実的には部落差別は放置された形となっていました。1965年、「部落問題の解決は国の責務であり、国民的課題である」とした「同和対策審議会答申」が出され、ようやく国が本格的に取り組みをはじめました。その答申から半世紀、様々な取り組みによって差別解消に向けて改善された面もありますが、まだまだ厳しい差別の現実があります。また情報化社会の到来によって新たな問題も発生してきています。そのような状況のなかで、平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立・施行されました。本法が成立した意味を私たち市民一人ひとりとは改めて考え、積極的に受け止める必要があります。

■ 法の中身

全体で、わずか6条の条文ですが、【第1条】では、この法律の目的が記されており、部落差別が現在も残っていることを明確に認め、部落差別は許されないものであるということをはっきりと、これを解消することが重要な課題と述べています。【第2条】では、部落差別の解消に関する施策の基本理念について書かれています。また【第3条】では、国は部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言をおこなう責務を有することを明らかにしています。



さらに【第4条】では、国は部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図ること、【第5条】では、部落差別を解消するため、国は必要な教育及び啓発を行うこととしています。とりわけ重要なのは、【第6条】の部落差別の実態に係る調査です。国は、部落差別解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとしています。



■ インターネット上の部落差別の実態！

今、インターネット上では、部落差別に関する間違った考え方や偏見が、多く発信されているのが現状です。残念ながら本市においても、これまでインターネットの掲示板への悪質な書き込み等が確認されています。このようにネット上の差別が放置されることは、差別がエスカレートしていくことにつながっていきます。

この「部落差別の解消の推進に関する法律」では、情報化の進展に伴って、部落差別に関する状況の変化が生じているとし、インターネット上の部落差別の深刻化を指摘しています。

■ 互いの人権を守るために

私たちの身近には、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者の人権問題など、様々な人権問題が存在しています。そこには、みんなと同じであることを優先し、違ったものを排除しようとする意識や非合理で非科学的な意識が存在し、これがインターネットによる人権侵害を発生させることにもつながります。

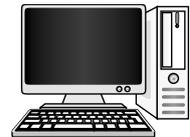
私たちは、改めて、自分の差別意識にきちんと向き合い、それをなくすための努力をしていかなければなりません。



■ 相談体制のさらなる整備を

人権問題は、社会の進歩、科学技術の進歩とともに、より高度で複雑で重大な問題になっていきます。

この法制定を一つのきっかけととらえて、インターネット上の人権侵害をはじめ、それらの高度な問題に対応できる連携体制の確立や相談のノウハウの集積など相談システムの構築を図っていく必要があります。



■ もしも被害にあったり、発見したら

インターネットの掲示板等で差別書き込みなどの人権侵害を受けた場合は、掲示板の管理運営会社等へ書き込みの削除を求めることができます。本市では、インターネットによる人権侵害に対応する取り組みとして、モニタリング(掲示板の定期的な監視)を実施するとともに、インターネットによる人権侵害情報提供窓口を設置しています。

インターネットによる人権侵害情報提供窓口

- 市教育委員会生涯学習人権課 ☎088・686・8803
 - 市役所人権推進課 ☎088・684・1148
- ※平日午前8時30分～午後5時15分に市民の皆さんからの電話による情報提供を受け付けています。